

ミャンマー連邦共和国
計画・財務省
政令 番号 51/2017
(2017年5月22日)

第1条 計画・財務省は、所得税法第16条第2項の権限に基づき、政府の合意のもと、以下給与以外の各支払額に対し、支払者が支払時に下記記載の税率により、所得税を源泉徴収し、納税することに決定した。

No.	支払の種類	支払額に適用される源泉徴収税率	
		居住ミャンマー人及び居住外国人(国内法人等含む)への支払い	非居住外国人(外国法人の支店等含む)への支払い
1	借入、負債その他これらに準ずるもの又は預金の利子の支払い	-	15%
2	ライセンス、商標、特許権等の使用料	10%	15%
3	国家機関、国営企業、開発委員会、協同組合、外国法人等、外国企業及び組織体、ミャンマー法人等及び国内法により設立されるパートナーシップが行う支払いのうち、国内における財貨の購入、人的役務又はサービスの提供及び賃貸に関し、契約、入札、見積書等 (quotation or other modes) により支払われるもの(但し、上記 No1 及び No2 の役務を除く)。	2%	2.5%

第2条 上記 税率による源泉徴収税は、当該税務局の口座宛に支払先の企業名又は個人名にて納付する。

第3条 第1条の支払中、非居住外国人(外国法人の支店等含む)への支払に対する源泉税は、当該非居住外国人の最終確定税額とみなす。但し、非居住外国人が国内に支店を有する場合、当該支店の国内事業に対して課せられた源泉税は、所得税から控除する。同様に居住ミャンマー人及び居住外国人(国内法人等含む)への支払に対する源泉税額も、所得税から控除する。

第4条 非居住外国人が、ミャンマーと租税条約を締結している国の居住者であるときは、相手国の内国歳入局発行の居住者証明 (Certificate of Resident) の提出を条件に、その者に対する源泉徴収の対象となる支払いには、当該条約の定める税率を適用する。

- 第5条 第1条の支払に対する源泉税については、
- a) 自主申告納税制度 (Self-Assessment) の対象となる大規模納税者(Large Tax Payer)及び中規模納税者(Medium Tax Payer)に対する支払については、その支払額が 150 万チャット以下は、源泉徴収を不要とする。合計支払額が 150 万チャットを超える場合、上記にかかわらず、その全支払額が源泉徴収の対象となる。
 - b) 上記 a 項の規定する納税者以外の者に対する支払については、その支払額が 50 万チャット以下の場合は、源泉徴収を不要とする。合計支払額が 50 万チャットを超える場合は、上記にかかわらず、その全支払額が源泉徴収の対象となる。
 - c) 但し、非居住外国人に対する支払又は外国通貨による支払の場合は、上記にかかわらず、その全支払額が源泉徴収の対象となる。
 - d) 上記源泉税の対象金額に満たない支払がある場合は、情報として当該税務局に届け出をする。
- 第6条 しかし、
- a. 政府内部での支払、政府または国営企業に対する支払は、源泉徴収の対象外とする。
 - b. 第1条の No.1 に規定する借入、負債その他これらに準ずるもの金利又は預金利子については、その支払先たる非居住外国人が国内に支店登記があり、当該支店がその金利等を国内所得として申告対象としている場合は、支払時の源泉徴収を不要とする。
 - c. 所得税の源泉徴収に際し、その受取人がこれを拒否したとしても、支払者としての源泉徴収税義務は免除されない。
- 第7条 内国歳入局長は、当該政令を効果的に実施するため、
- a. 源泉徴収の手続き、定義、フォム等を決定し、通知することができる。
 - b. 第1条の各支払については、二重課税回避のため通達及び通知等により、免税項目が源泉税の課税対象とされないよう、源泉徴収の納付担当者あてに通知することができる。
 - c. 上記 b 項の権限を大規模納税者の管轄部署の長及び中規模納税者の管轄部署の長、又は Township 税務局長、又は NAY PYI TAW 税務局長等に委任することができる。
- 第8条 計画・財務省の 2017 年 1 月 10 日付政令 2/2017、及び 2017 年 4 月 4 日付政令 37/2017 を本政令により廃止する。
- 第9条 本政令は、2017 年 4 月 1 日より効力を生じる。

Kyaw Win
財務大臣